

皆野町文化会館空調設備更新工事 特記事項仕様書

(適用)

第1条 この特記事項仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 皆野町文化会館空調設備更新工事
- ・工事箇所 皆野町大字皆野地内

(施工条件等)

第2条 既存の空調設備の撤去及び新設の空調設備の設置期間は次を目安とする。

- ・管理棟 平成29年10月1日から平成29年11月30日
- ・ホール棟 平成30年1月9日から平成30年3月29日

第3条 新設の空調設備稼働開始日は次を目安とする。

- ・管理棟 平成29年12月1日
- ・ホール棟 平成30年3月30日

第4条 商工会事務室内及び教育委員会事務室内は原則、土曜日・日曜日

- ・祝日の施工を行うものとする。

(その他)

第5条 この特記事項仕様書に疑義等が生じた場合については、監督員と協議するものとする。